

## 資料B - 5

### ヒアリング記録

2016年8月3日(水) 日本製薬工業協会(第1回)

場所: 日本橋ライフサイエンスビルディング8階 第4会議室

参加: 班員: 山海 直、塩谷恭子、岡村匡史、福田勝洋

オブザーバー: 大曾根誠(厚生労働省)

概要: 日本製薬工業協会には多くの製薬会社が加盟しており、本研究班へのご協力をお願いしたい団体と考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動への協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。本研究班に限らず、厚労省関連事項の連絡等に日本製薬工業協会が有する傘下企業への連絡網を使わせていただけることを確認した。厚労省傘下の機関には多くの民間企業が入っているという事情に対し、民間ならではの立場について意見を聞き議論した。

2016年8月25日(木) 日本製薬工業協会(第2回)

場所: イオンコンパス会議室 3-C会議室

参加者: 班員: 山海 直、塩谷恭子、津村秀樹、岡村匡史

オブザーバー: 大曾根誠(厚生労働省)

概要: 研究班として、アンケート関連資料を準備して2回目の会議を実施した。

アンケートを実施するにあたり、多くの製薬会社が所属する日本製薬工業協会に事前にその内容をチェックいただくこととした。アンケート内容案を確認いただき、回答する立場の製薬会社が迷いそうな文言等についてご指摘いただいた。企業により、運営の方法(外資系のやり方、小規模もある、複数動物施設を有している企業もある、複数の団体や連合会に加盟しているところもあるなど)が多岐にわたるが、その時点で想定される状況をもとに回答しやすい形に修正することとした。また、前回に引き続き、民間ならではの事情等について、意見、コメントをいただいた。

2016年8月25日(水) 日本製薬団体連合会

場所: イオンコンパス会議室 3-C会議室

参加者: 班員: 山海 直、塩谷恭子、津村秀樹、岡村匡史

オブザーバー: 大曾根誠(厚生労働省)

オブザーバー: 日本製薬工業協会

概要：日本製薬団体連合会は日本製薬工業協会を含む 31 の関連団体（複数の団体に加盟している企業もある）で構成されている連合会であり、アンケートの実施についてご理解とご協力をいただき意義は大きいと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動への協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。日本製薬団体連合会について構成等についてご説明いただき、本研究班に限らず、厚労省関連事項の連絡等に連合会が有する傘下団体への連絡網を使わせていただけることを確認した。また、各団体から加盟企業に回送してもらえらるうとのことだった。日本製薬団体連合会傘下の団体、企業の事情を踏まえた意見、コメントを聞いた。

2016 年 8 月 25 日（水）個人（市民団体代表ら）

場所：イオンコンパス会議室 3 - C 会議室

参加者：個人：東さちこ、清水美千代

班員：山海 直、塩谷恭子、津村秀樹、岡村匡史

オブザーバー：大曾根誠（厚生労働省）

概要：東氏らは、動愛法、動物実験に対して積極的な意見をもたれている。東氏は動物福祉等に関心をもたれている任意団体 PEACE の代表を務められている。社会（市民）の総意を知ることにはできないが、考え方的一端を知る機会をもつ意義があると考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動として、東氏らが考えている動物福祉、とくに実験動物分野における課題について意見を聞いた。理想は動物実験を実施しなくてもよい社会をつくることだが、そこに向かう過程である現在の課題と提案を聞いた。一部抜粋する。

- ・動物実験委員会のこと、教育訓練のことなどガイドラインとなっている基本的なことは動愛法にいれるべきである。
- ・法律にすることで守らなければならないという根拠ができる。
- ・自己点検を実施していることや動物実験委員会が存在することは当然であり、それがどのように機能しているかが重要である。
- ・優良認定のようなことは自主的な取り組みでよいが、それよりも遵守しなければならない項目等を明確にすることが重要。
- ・届出制もしくは登録制にすべき。ただしそれでは飼育方法などわからない部分も多く、それは問題。
- ・省庁ごとに指針があり（指針のないところもある）施設によってはどの指針に従えば良いかわからない状況がある。
- ・動物実験はなくすべきであるが、今はその時期ではないことは理解している。
- ・使用する動物数の削減に積極的に取り組むべき。

2016年9月23日(金) 公私立大学実験動物施設協議会

場所：京都府立医科大学

参加者：班員：山海 直、塩谷恭子

概要：公私立大学実験動物施設協議会は公立、私立大学の動物実験施設が加盟している団体であり、考え方を知っておく意義は大きい。また、管轄省庁は異なるが本研究班と類似の内容の課題解決にむけて活動されている団体であり情報共有は必須と考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための情報共有および活動への協力を依頼し、ご快諾いただいた。また、公私立大学実験動物施設協議会の活動についても合わせて説明いただいた。多くの民間が関連しているという厚生労働省の事情を理解いただいたうえで本研究班の活動に対して意見、コメントを聞いた。

2016年9月26日(月) 安全性試験受託研究機関協議会

場所：イオンコンパス会議室 3-C 会議室

参加者：班員：山海 直、津村秀樹、塩谷恭子、岡村匡史、牛山 明

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：安全性試験受託研究機関協議会には安全性試験等を実施している企業が加盟しており、関連企業の事情を知り本研究班へのご協力を依頼する意義が大きいと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動への協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。本研究班に限らず、厚労省関連事項の連絡等に安全性試験受託研究機関協議会が有する傘下企業への連絡網を使わせていただけることを確認した。また、安全性試験受託研究機関協議会傘下の企業の事情等に対し、意見を聞いた。

2016年9月26日(月) 日本化粧品工業連合会

場所：日本化粧品工業連合会 会議室

参加者：班員：山海 直、津村秀樹、岡村匡史、塩谷恭子、牛山 明

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：日本化粧品工業連合会は化粧品関係企業が加盟している団体で組織されており、アンケート実施に向けてご協力を依頼する意義は大きいと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動、とくにアンケート実施への協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。また、化粧品業界の事情等について意見を聞いた。

2016年9月28日(水) 公益社団法人全国自治体病院協議会

場所：公益社団法人全国自治体病院協議会 会議室

参加者：班員：津村秀樹、岡村匡史

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：公益社団法人全国自治体病院協議会は公立病院等が加盟する団体であり、約 900 の病院が加盟している。病院での動物実験の実施はほとんどないと予測されたが、実態を調査する意義は大きいと考え協力を依頼することとした。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動、とくにアンケート実施への協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。メーリングリストを用いて、全会員への依頼の配信は可能という返答であったが、対象が多くなるためその手法等について意見交換を行った。

2016年10月6日(木) ヒューマンサイエンス振興財団(第1回)

場所：ヒューマンサイエンス振興財団 会議室

参加者：班員：山海 直、津村秀樹、岡村匡史、塩谷恭子、牛山 明

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：国内において認証を実施している機関であり、その手法などの実態や考え方を知っておくことは必須であり、本研究班において方向性を示すために話を聞くことは大きな意義をもつと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動へのご理解を求め協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。また、ヒューマンサイエンス振興財団は、主として厚生労働省の基本指針について認証している機関であるため、本事業実施の経緯、現状等についてご説明いただいた。一部抜粋する。

- ・民間団体からの依頼があり外部認証制度ができた。
- ・厚生労働省傘下の施設が主たる対象となっているが、特別なこだわりはない。
- ・継続審査、新規審査の数は増えている状況。
- ・有効期限は3年としており、ヒトや施設の変化を考えると妥当といえる。
- ・機関の長と面談するため、その日程調整に苦労することがある。
- ・運営委員会や勉強会にて評価基準に見直し、標準化に努めている。
- ・コンサルティングは行っていないが、実地調査時にコメントを述べ議論することはある。
- ・指針以外の部分は強制とはしていない。
- ・値段設定はアカデミックディスカウントの考え方を採用している。
- ・施設の特異性(貝毒検査のみの施設など)を配慮することはある。

2016年10月7日(金) 一般社団法人日本医療機器産業連合会

場所：イオンコンパス 東京八重洲会議室 Room F

参加者：班員：山海 直、塩谷恭子、牛山 明

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：一般社団法人日本医療機器産業連合会は医療機器等に関連した企業で構成している複数の団体で構成された連合会である(21 団体：4,280 社)。一部企業では動物実験がなされている可能性があるため事情を聞き、本研究班への協力を依頼する意義があると考え

た。

一般社団法人日本医療機器産業連合会についてご説明いただき、様々な形で動物実験がなされている可能性があることがわかった。アンケート調査への協力依頼に対し快諾いただけたのでその方法等について議論した。また、「動物実験」の定義についても議論した。

2016年10月13日(木) AAALAC インターナショナル

場所：北海道大学大学院獣医学研究科

参加者：班員：山海 直、塩谷恭子、津村秀樹

概要：アメリカの認証実施機関であり民間企業を中心に AAALAC インターナショナルの認証を受けている施設が存在する。AAALAC インターナショナルの考え方、認証方法などを知る意義は本研究班の活動に極めて有用な参考情報を提供いただけると考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動へのご理解をいただき AAALAC インターナショナルの考え方や認証のための手法等について説明をきいた。多くの経験を持たれているという立場で、本研究班の活動に対する意見、コメントをいただいた。一部抜粋する。

- ・ のべ 1,000 弱の施設認証を行ってきた。
- ・ 国内の法令、指針への対応についてもチェックしている。
- ・ チェック項目は予め提出された Program description の項目が中心であり、Program description のテンプレートはホームページからダウンロードできる。
- ・ 同一施設に行く訪問調査員は異なるため、新たな発見が期待できる。

2016年10月13日(木) 国立大学法人動物実験施設協議会検証委員会

場所：北海道大学大学院医学研究科

参加者：班員：山海 直、塩谷恭子、津村秀樹

概要：国立大学法人動物実験施設協議会は国立大学法人の動物実験施設が加盟している団体である。管轄省庁は異なるが本研究班と類似の内容について課題解決にむけて活動されている団体であり、考え方や取り組みを知り、情報を共有することは極めて重要と考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための情報共有および活動への理解と協力を依頼した。国立大学法人動物実験施設協議会の活動等については、ホームページで公開されているとのことだった。

2016年10月21日(金) 個人(法律家)

場所：東京八重洲ホール7階 703 小会議室

参加者：個人(法律家)：山本 隆(山本隆法律事務所弁護士)

班員：山海 直、岡村匡史、塩谷恭子、牛山 明

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：本研究班の活動内容の根源には動愛法、基準、指針があり、それらの解釈を正確に行う必要があり、法律家の意見を聞くことの意義は大きいと考えた。山本氏は医科学系学会の顧問を経験されているなど、意見をいただくにふさわしいと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、本研究班にとって極めて重要な法律、基準、指針の用語、文言等の解釈についてご意見をいただいた。また、本研究班について理解いただいたうえで活動の方向性等に対する意見、コメントを聞いた。

2016年11月11(金)公益社団法人日本実験動物協会

場所：イオンコンパス会議室 東京駅前会議室 Room 3-C

参加者：班員：山海 直、津村秀樹、塩谷恭子、牛山 明、岡村匡史

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

オブザーバー：打越綾子(成城大学)

概要：国内において認証を実施している機関であり、その手法などの実態や考え方を知っておくことは必須であり、本研究班において、外部検証等の方向性を示すために大きな意義をもつと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、目標達成のための活動へのご理解を求め協力を依頼した。協力に対しご快諾いただいた。また、公益社団法人日本実験動物協会は、主として農林水産省の基本指針について検証し認証している機関であり、事業実施の経緯、現状等について説明を聞いた。認証経験のある立場から、本研究班の活動について意見、コメントをいただいた。

2016年11月11日(金)個人(行政、政治学者)

場所：イオンコンパス会議室 東京駅前会議室 Room 3-C

参加者：個人(行政、政治学者)：打越綾子(成城大学)

班員：山海 直、津村秀樹、塩谷恭子、牛山 明、岡村匡史

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：本研究班の活動内容の根源には動愛法、基準、指針があり、それらを正確に解釈し運用する必要がある。そのために行政に詳しい方の意見を聞くことの意義は大きいと考えた。打越氏は地方行政を専門とされている立場から動物実験のあり方等について研究されており、意見をいただくにふさわしいと考えた。研究班の目的、活動方針等を説明したのち、動物実験について広く意見、コメントを聞いた。意見の一部を抜粋する。なお、打越氏の意見等は著書で詳細を知ることができる。

- ・文科省、厚労省、農水省、警察庁などの指導監督を受けていない施設で動物実験をしている施設がある場合には、それを規制する仕組みが欠けている。
- ・動物実験の定義が「動物を科学的な目的の利用をする」という定義であったとしても、省庁別の指導監督体制では、自治体の担当者では対応しきれない隙間が発生しうる。
- ・動物愛護管理法の下に飼養保管基準があり、全ての実験動物の飼養管理を規制している

という体制になっていることには、一定の意味があると思われる。

- ・動物実験は専門知識が問われる分野であり、また現場での運用を考えると、実務に応じた閣法を検討していくことは必要かも知れない。
- ・一般市民は、研究者の成果や客観的なデータを見て賛否を判断しているのではなく、その人物や企業の方針を感情的に信頼・共感できるのかを見ている。研究者は一般市民から信頼される存在になるべきであり、積極的に表に出て行く必要があると思われる。
- ・何のために動物実験をしているか、動物実験の全体像について、情報発信をしていく必要がある。市民の目線にたった情報発信が必要である。
- ・小規模な動物実験施設は、体制的にも、コストを考えると、AAALACなどの国際的な認証をとるのはほぼ不可能であろう。とはいえ、自治体の衛生試験所、検査所等でも、それらの実験の妥当性や飼育管理の適切さを真剣に検討していく必要がある。
- ・動物福祉に関する配慮を担保していくことは必要である。レベルの高い認証を受けられるならば良いとはいえ、まずは外部から評価してもらう経験をすることが大切である。
- ・外部からの評価を受けることは、動物愛護団体に対する抗弁や一般市民からの理解を得るためだけでなく、長い目で見れば、現場で働く人々の精神的なサポートにもなる。
- ・外部検証において、研究者同士等の同業者では外部者とは認められないだろう。社会科学・人文科学の研究者や、一般市民を入れていく必要がある。人材の育成が必要。

2016年11月28日(月)大阪検疫所

場所：厚生労働省大阪検疫所

参加者：班員：山海 直、津村秀樹、塩谷恭子、岡村匡史

概要：大阪検疫所は、主として貝毒の検査のために動物実験をしており、ヒューマンサイエンス振興財団の認証を受けている。施設としては決して大きくなく、また、公的機関であるという立場でヒューマンサイエンス振興財団の認証を受けることになった経緯や実施に向けた取組を知る意義は大きいと考えられた。

大阪検疫所に対して、研究班の目的、活動方針等を説明し、本研究への協力を求め理解いただき、大阪検疫所より、ヒューマンサイエンス振興財団の外部評価を受けることになった経緯等の説明を受けた。外部評価の導入の経緯等の概要は次のとおりである。

- ・「飼育保管基準」では、管理者は飼育保管基準及び指針の遵守状況をについて、点検を行い、当該点検結果について可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう務めることになっていることから、外部評価を模索していた。
- ・厚労働協の総会に出席した際に、動物実験に関する情報を得、ヒューマンサイエンス振興財団の事業を知った。
- ・ヒューマンサイエンス振興財団については「厚労省基本方針」に適合性にかかる外部評価・認証事業を開始し、実績も豊富であること、検疫所の施設を検疫所が評価することは、国民の理解は得られないのではないかと判断となり、当該財団に依頼した。
- ・外部評価にあたり、費用が生じることから、所要額を予算措置のうえ、対応した。

・外部評価を受けるにあたり、その準備が大変であったが、ヒューマンサイエンス振興財団へは、気軽に質問でき、丁寧に対応いただき、適切に評価を受けることができた。

なお、実験動物管理研修会を受講した者を動物実験動物の専門家としているが、検疫所は行政機関であり、人事異動が2年から3年で行われることから、当該研修には毎年、できる限り前年とは別の職員を参加させ、報告会を実施している。

2016年11月28日(月) 個人(倫理、哲学者)

場所：京都大学大学院文学研究科

参加者：個人(倫理、哲学者)：伊勢田哲治(京都大学)

班員：山海 直、津村秀樹、塩谷恭子、岡村匡史

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)

概要：本研究班の活動内容の根源には動愛法があり、その意義などを正確に理解するためには生命そのものについて考える必要がある。そのために動物を含め、倫理、哲学に詳しい専門家の意見を聞くことの意義は大きいと考えた。伊勢田氏は動物を含む倫理学を専門とされており、その立場から意見を聞くにふさわしいと考えた。

研究班の目的、活動方針等を説明し、本研究班への協力をもとめた。動愛法を正確に理解するために、それに関連する倫理学、哲学的な説明を聞いた。要旨を一部抜粋すると以下の通りである。

- ・人間は動物の一部で、特別な存在ではない。動物を別扱いの方が不自然。違う扱いをするなら理由が必要だが、倫理的には人と動物を別扱いする理由がない。説明できない。
- ・倫理学は宗教と切り離され、宗教的な倫理観とは異なる。
- ・日本の法律では、動物に権利は認めていないため動物のための法律を作ることはできない(ドイツでは、憲法で動物の権利を認めているので、動物のための法律ができる)。危害を加えない、危害を加えられないが近代自由主義社会の基本原則。
- ・欧米の価値基準に沿った西洋倫理学ではなく、日本独自の倫理学があってもいい。
- ・倫理的には苦痛の概念が重要なので、苦痛をなくすか軽減することが非常に重要。

2016年12月6日(火) 個人(市民団体代表ら)

場所：AP 西新宿 新宿喜楓ビル4階 K会議室(4-K)

参加者：個人：青木貢一、山崎恵子、須田沖夫((公財)日本動物愛護協会)、

内山 晶((公財)日本動物愛護協会)、

山口千津子((公財)日本動物福祉協会)

班員：山海 直、塩谷恭子、岡村匡史、牛山 明、津村秀樹

オブザーバー：大曾根誠(厚生労働省)



概要：青木氏らは、動愛法、動物実験に対して積極的な意見をもたれており、動物福祉等に関心をもたれている団体（任意団体を含む）を通じて活動されている。社会（市民）の考え方の一端を知る機会をもつ意義があると考えた。青木氏は幹事団体 9 団体で構成されている任意団体である「動物との共生を考える連絡会」の代表である。

研究班の目的、活動方針等を説明し、青木氏らが考えている動愛法の在り方、動物福祉とくに実験動物分野における課題について意見を聞いた。要旨の一部を抜粋すると次の通りである。

- ・動物実験廃止よりも、まずは動物福祉の徹底が最重要。
- ・動物実験は密室で行われているので、第三者による検証が必要。
- ・動物福祉がどのように管理されているかが重要。
- ・動物実験施設はまずは登録制にし、将来的には許可制を目指すべき。
- ・倫理委員会の設置など基本的なことは指針ではなく法律に入れるべき。

2017年1月26日（木） ヒューマンサイエンス振興財団（第2回）

場所：ヒューマンサイエンス振興財団 会議室

参加者：班員：岡村匡史、塩谷恭子

概要：ヒューマンサイエンス振興財団との面談は 2 回目となる。研究班の方向性が決まりつつあるなかで、主として厚労省指針に注目した認証制度を運用しているヒューマンサイエンス振興財団の意見を聞いた。

本研究班の活動等について、これまでの経緯を含めて説明した。自ら検証のためのチェックシート案を作成するにあたり、経験があるヒューマンサイエンス振興財団の意見をきき、そのあり方等についてコメントをいただいた。